

《鳴門市農業委員会 9月総会 議事録》

開催日時 令和5年9月28日(木) 午後2時

開催場所 うずしお会館2階会議室

出席委員 1番 栗田 和美 2番 石園 順市 3番 稲木 伸顕  
4番 井上 富夫 5番 大西 善郎 6番 小川 佳  
7番 海山 貞佳 8番 川添 誠司 9番 小林 幸男  
10番 里見 廣治 12番 高田 吉敏 13番 竹村 昇  
14番 中井 弘 15番 西川 公昭 16番 西川 美鈴  
17番 濱堀 秀規 19番 藤江 厚子 20番 向 栄治

欠席委員 11番 杉本 英昭 18番 林 博子

議 案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 4件  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 1件  
議案第4号 買受適格証明願について 1件

報 告

① 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 7件  
② 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について 6件  
③ 農地法第18条第6項の規定による通知について(農業経営基盤強化促進法) 3件  
④ 使用貸借解約について 1件

事務局長 定刻がまいりましたので、ただいまから令和5年9月の農業委員会を開会いたします。それでは開会にあたりまして大西会長よりご挨拶をお願いします。

大西会長 <挨拶>

事務局長 ありがとうございます。  
まず、事務局より委員定数のご報告を申し上げます。  
委員定数20名の内、出席委員18名、欠席委員2名であり、過半数に達しており、鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、この総会が成立していることをご報告申し上げます。  
それでは、進行につきましては大西会長よりよろしく願いいたします。

大西会長 議事に入ります前に、議事録署名人を選任いたします。  
議事録署名人は、6番 小川委員、9番 小林委員をお願いいたします。  
それでは、これより議案に基づき、議事を進行してまいります。  
まず、『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請についての審議に入ります。この案件について、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <1. 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 4件>  
・申請番号1～4について申請内容説明

大西会長 それでは、申請番号1番について、地元委員さんからご意見ををお願いします。

西川美鈴委員 16番。申請地は、JR池谷駅から400mほど東に位置する農地です。  
譲受人は大麻町で自家消費用に野菜等を栽培しています。譲渡人は、県外に出ており、農地の管理が難しい状況となっていたところ、申請地に隣接する住宅に住む譲受人と贈与の話がまとまり、今回の申請となりました。  
適切に農地を利用するとの意思も確認できていますので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

大西会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
申請番号1番について採決いたします。  
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり許可といたします。  
次に、申請番号2番から4番について、地元委員さんからご意見ををお願いします。

事務局係長 地元委員さんから、本日欠席の連絡を事前にいただき、意見書をお預かりしておりますので、代読させていただきます。  
11番。申請番号2番から4番は、同じ原因による使用貸借契約ですので、まとめて説明いたします。  
貸し人の農地が徳島県の河川事業の範囲に入ったため、もともと設定していた使用貸借を解除し、農地の一部を県が収用しました。本申請は、残りの農地について従前のおり使用貸借を設定しなおすものです。  
貸し人と借り人は親子関係にあります。申請地は全て甘藷を栽培しており、使用貸借設定後も同様に甘藷を栽培する計画です。  
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

大西会長                   ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
申請番号2番から4番について採決いたします。  
許可することにご異議ございませんか。

委員一同                   <異議なし>

大西会長                   無いようでございますので、申請番号2番から4番については原案どおり許可といたします。  
以上で議案第1号については全てご審議いただきました。  
次に、『議案第2号』農地法第4条の規定による許可申請についての審議に入ります。まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長               <2. 農地法第4条の規定による許可申請について 1件>  
・申請番号1について申請内容説明

大西会長                   本申請では、●●委員が関わる案件であることから、「鳴門市農業委員会会議規則」第19条「委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項についてはその議事に参与することができない。」の規定に基づき、●●委員には本案件の審議開始から終了まで退席をお願いします。

                              【●●委員 一時退席】

大西会長                   それでは、申請番号1番について、地元委員さんに代わり、隣接地区の委員さんからご意見ををお願いします。

竹村委員                   13番。申請地は、鳴門藍住大橋から東に位置する農地です。  
申請人の自宅に隣接しており、既存の駐車場スペースでは手狭だったことから、農機具及び自宅・来客用の駐車場を新たに併設するものです。  
また、既存の進入路及び農業用倉庫が農地法上の手続きを行われてないことが判明したため、駐車場を併設することとあわせて、本申請により適法状態とするものです。なお、今後は無断での転用行為を行わない内容の始末書も提出しております。  
事業計画では、整地しコンクリート舗装を行います。  
排水については、申請地からの排水及び雨水を放流することについて、地元の土地改良区の同意を得ています。  
ご審議の程、よろしくをお願いします。

大西会長                   ただいま、隣接地区の委員さんからのご意見をいただきました。  
次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長               申請地は、鳴門藍住大橋から東へ約500mに位置しており、周囲を宅地・農地に囲まれた10ha未満の広がりがない第2種農地に該当します。  
周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

大西会長                   それではお諮りいたします。  
申請番号1番について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同                   <異議なし>

大西会長                   無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり承認といたします。

本案件の審議が終了しましたので、●●委員の入室をお願いします。

【●●委員 着席】

- 大西会長 以上で、『議案第2号』については全てご審議いただきました。  
次に、『議案第3号』農地法第5条の規定による許可申請についての審議に入ります。まず、事務局より申請内容の説明を求めます。
- 事務局係長 <3. 農地法第5条の規定による許可申請について 1件>  
・申請番号1について申請内容説明
- 大西会長 次に地元委員さんよりご意見ををお願いします。  
申請番号1番について、地元委員さんからご意見ををお願いします。
- 小林委員 9番。申請地は、牛屋島橋から南に位置する農地です。  
譲渡人は県外に住んでおり自ら耕作することはできず、借り手もない状態で長年に渡り管理が行き届かない状況でした。  
この度、申請地に隣接する土地で太陽光発電事業のメンテナンス等のため利用している既存の資材置場を拡張したい譲受人との間で売買の話がまとまり、今回の申請となりました。  
事業計画では、整地を行います。  
排水については雨水のみであり、地下浸透にて処理する計画です。
- 大西会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。
- 事務局係長 申請地は、牛屋島橋から南へ約400mに位置しており、周囲を宅地・農地に囲まれた10ha未満の広がり無し第2種農地に該当します。  
周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。
- 大西会長 それではお諮りいたします。  
申請番号1番について、承認することにご異議ございませんか。
- 委員一同 <異議なし>
- 大西会長 申請番号1番については原案どおり承認といたします。  
以上で『議案第3号』については全てご審議いただきました。  
次に、『議案第4号』買受適格証明願についての審議に入ります。  
まず、事務局より説明を求めます。
- 事務局係長 <4. 買受適格証明願について 1件>  
・申請番号1について申請内容説明
- 大西会長 次に、地元委員さんよりご意見ををお願いします。申請番号1番について、地元委員さんからご意見ををお願いします。
- 高田委員 申請人は不動産業を営んでおります。  
今回の申請は、宅地転用を目的として、不動産競売に参加するための申請です。  
申請地は、周囲を宅地に囲まれ、現在は休耕地になっておりますが、取得後は整備を行い、宅地分譲用地にする計画です。  
周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、証明書を交付して

も問題無いと考えます。

大西会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
申請番号1番について採決いたします。  
承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 申請番号1番については原案どおり承認といたします。  
以上で議案第4号については全てご審議いただきました。

次に、『議案第5号』報告事項に入ります。  
報告事項については、事務局より一括して説明を求めます。

事務局係長 <5. 報告事項 17件>

- |   |    |
|---|----|
| ① 農地法第3条の3第1項の規定による届出について                 | 7件 |
| ② 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について                | 6件 |
| ③ 農地法第18条第6項の規定による通知について<br>(農業経営基盤強化促進法) | 3件 |
| ④ 使用貸借解約について                              | 1件 |

大西会長 ただいま、事務局より説明のありました報告事項について、ご質問等ござい  
ませんか。

無いようでございますので、『議案第5号』報告事項については、原案どおり  
承認することといたします。

以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。  
その他、何かございませんか。事務局、何かございませんか。

無いようでございますので、これをもちまして令和5年9月の総会を終了い  
たします。

ありがとうございました。

閉会 午後2時30分  
令和5年9月28日

会 長 大西 善郎

議事録署名者 小川 佳

議事録署名者 小林 幸男